

申請書の添付写真の注意点

1 工事前

区分	撮り方	撮り方の注意点	良くない例
共通	周囲の様子が分かるもの ※移設は ①移設前と ②移設先の 2箇所必要	- 支柱を設置する場合は、場所が分かるように撮ってください。 - 設置場所の周辺に目印となる建物等があればそれらを含めて撮ってください。 - 防犯灯柱又は電柱を撮る際は、必ず地面から器具取付位置が写るように撮影してください。 - 防犯灯が照らす道路等を含め撮影してください。	- 設置場所が不明確であるためどこに設置するかが確認できません。 - 防犯灯器具を設置する位置(もしくは更新する灯具)まで写っていないため、工事前の状況が確認できません。
既設 更新 移設	電柱番号が分かるもの	- 電柱番号と器具を設置する位置が一枚の写真に収まるように撮ってください。 - 上欄で示した写真内に電柱番号がはっきりとわかる状態でしたら、不要です。	- 電柱番号が不鮮明で、確認できません。 - 防犯灯器具を取付ける位置まで映っていないため、工事前の状況が確認できません。
修繕	故障の状況が分かるもの	- 夕刻の不点灯の写真(周囲の風景が分かるもの) - 故障の原因が分かる場合は、その部分の写真 等	

2 工事後

- (1) 工事完了後、実績報告書類と併せて工事後の写真もご提出ください。
- (2) 工事後の写真は、工事前の写真と同じ方向から申請時と同じ風景が映るようにして撮ってください。
- ※補助金をお支払するためには、申請時と実績報告時の写真が同じ場所であると確認する必要があります。

更新	取り外した器具が分かるもの	更新のために取り外した器具がわかるように撮影してください。	
修繕	故障の解消が分かるもの	- 夕刻の点灯写真(周囲の風景が分かるもの) - 故障の原因が解消されたことが分かる写真 等	

写真添付欄

<工事前の現況写真>

1 全景写真

- (1) 場所が分かるよう周辺風景を含めて撮影してください。
- (2) 防犯灯が照らすことになる道路等を含めて撮影してください。
- (3) 移設の場合：①移設前の場所、②移設先の場所 を撮影してください。
- (4) 新設・特設の場合：写真に柱を立てる位置をお示してください。

2 電柱番号と灯具部分の写真

- (1) 電柱番号と灯具設置場所が映るよう撮影してください。(既設、移設先)
- (2) 電柱番号と灯具が映るよう撮影してください。(更新、移設前、修繕)

3 修繕の場合：故障の状況が分かる写真

- (1) 故障の状況が分かる写真を添付してください。
(夕刻点灯していない全景、故障部分の写真など)